平成２４年（フ）第８６０号
堺市西区山田１丁1098番地73
債務者　岡　　千尋
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第９３９号
堺市堺区緑ヶ丘北町３丁３番27号
債務者　西　真貴子
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２４年（フ）第２０８号
香川県高松市多肥上町2021番地１　クリスタルＡ202号室
債務者　田中　隆裕
1　決定年月日時　平成24年９月14日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月９日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第９５号
青森県弘前市大字富田３丁目５番地14　メゾン香粧302号
債務者　古川　亜湖
1　決定年月日時　平成24年９月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第１２８号
青森県弘前市大字中野２丁目17番地２　市営住宅Ｄ―401号
債務者　佐々木二三
1　決定年月日時　平成24年９月18日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
青森地方裁判所弘前支部

平成２４年（フ）第２２８号
埼玉県熊谷市宮本町236番地　宮川ハイツ206号
債務者　杉田　英美
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第２９５号
埼玉県熊谷市妻沼中央１番地９　デンユウ103
債務者　茂木東喜彦
1　決定年月日時　平成24年９月18日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
さいたま地方裁判所熊谷支部

平成２４年（フ）第６９号
千葉県長生郡白子町浜宿604番地13
債務者　船田　　浩
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第７０号
千葉県長生郡長生村金田2121番地
債務者　古川みつ江
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第７１号
千葉県茂原市萱場1876番地22
債務者　金坂清一郎
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第７３号
千葉県夷隅郡大多喜町小田代125番地１
債務者　菅野江里子（旧姓岸田）
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第７４号
千葉県茂原市新小轡892番地２　フォレストⅦ201
債務者　熊田　成太
1　決定年月日時　平成24年９月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
千葉地方裁判所一宮支部破産係

平成２４年（フ）第１５９０号
名古屋市守山区緑ヶ丘1010番地　緑ケ丘荘７棟406号
債務者　大島　久昌
1　決定年月日時　平成24年９月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第４１３号
福岡市早良区重留７丁目９番３―201号
債務者　坂本　直美
1　決定年月日時　平成24年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第８００号
福岡県筑紫郡那珂川町大字安徳57番地
債務者　手塚千鶴子
1　決定年月日時　平成24年９月12日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２０５号
福岡県糸島市東55番地１
債務者　星野恵美子
1　決定年月日時　平成24年９月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２２７号
福岡県朝倉郡筑前町中牟田1336番地１
債務者　井上　昭久
1　決定年月日時　平成24年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２４年（フ）第１２６５号
福岡県糟屋郡志免町桜丘１丁目12番４号
債務者　正林　直樹
1　決定年月日時　平成24年９月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年11月12日まで
福岡地方裁判所第４民事部